漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和 2 年神奈川県規則第 91 号)第 5 条第 1 項第 3 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種	許可又は起	推進機	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可を	(規則第 14 条	許可又は起業	許可の有効期
類	業の認可を	関の馬			すべき漁業者の資格	第1項により	の認可を申請	間
	すべき漁業	力数				許可又は起業	すべき期間	
	者の数					の認可時に付		
	(人)					加する条件)		
いなだ、	1	定めな	共第1号共同	7月1日	横須賀市長沢に漁業根	なし	令和5年7月	令和5年8月
このし		L	漁業権の漁場	から翌年	拠地*を有しており、か		3日から同年	18日から令和
ろ及び			の区域内の横	3月 31 日	つ、共第1号共同漁業		8月2日まで	8年4月16日
ぼらを			須賀市野比、	まで	権の漁場の区域におい			まで
目的と			長沢及び津久		ていなだ、このしろ及			
する狩			井地先の海面		びぼを目的とする狩刺			
刺し網					し網漁業を営むことに			
漁業					ついて当該漁業権の漁			
					業権者の受忍を受けて			
					いる者			

※ 漁業根拠地:許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。